

南久屋交番だより

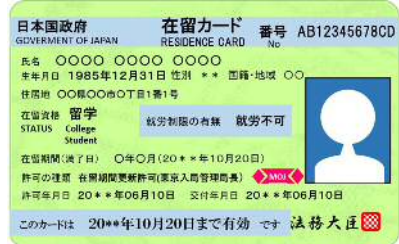
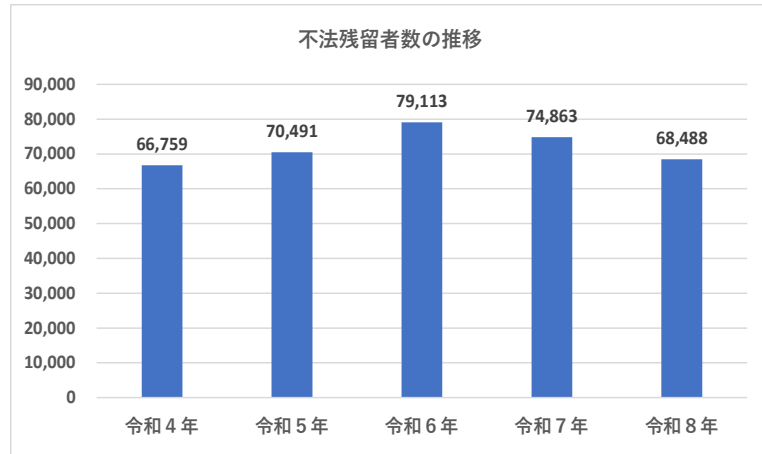
不法就労・不法滞在防止にご協力を！

日本に滞在している不法残留者数は、令和8年1月1日現在、**6万8,488**人で、前年同期比で、6,375人（約8.5%）減少しました。（法務省統計）

不法残留者の大半は、不法に就労しているものとみられており、これら外国人を雇用すると、不法就労した外国人だけではなく、

『不法就労させた事業者も処罰の対象』

となります。雇用する際は、就労出来るかどうか確認をお願いします。不明な点は、最寄りの警察署又は名古屋出入国在留管理局にお問い合わせください。



在留カードとは、中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可など、在留に係る許可に伴って交付されるものです。

◇ 事業主のみなさんへ ◇

外国人を雇用する場合は、**コピーではなく実物の在留カード**



で、在留資格や在留期限、就労制限等の有無を確認してください！

薬物乱用は「ダメ！ゼツタイ！」

愛知県内で覚醒剤等の薬物事犯で検挙された人は、平成8年以降、ずっと1,000人を超えています。

覚醒剤などの薬物を社会から追放するため、あなたの周りで覚醒剤などの薬物を扱っている人を見たり聞いたりしたときは、通報して下さい。



【南久屋交番管内犯罪発生状況（6月中）】

| 自転車盗 | 施錠有 | 施錠無 | 万引き | 置引き | 侵入盗 | 自動車盗 | 車ねらい | その他 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|----|
| 5 | 3 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 13 | 22 |